

第4回学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループ 議事次第

日 時： 令和6年7月17日（水）
15:00～17:00
会 場： 文 部 科 学 省 14 階
高 等 教 育 局 会 議 室

1 開 会

2 議 事

【審議事項】

- （1）セグメント情報における配分基準に関する論点の整理
- （2）セグメント情報における配分基準
- （3）「経済実態をより適切に表す配分基準」の導入に向けた準備期間
- （4）各私立学校関係団体へのヒアリング

【報告事項】

【その他】

3 閉 会

〈配付資料〉

- 資料1-1 セグメント情報における配分基準に関する論点（案）
- 資料1-2 セグメント情報と事業活動収支内訳表について
考え方の整理（案）
- 資料2-1 学校法人会計基準のセグメント情報における配分基準について
（たたき台）
- 資料2-2 医歯学部と病院のセグメントの配分基準について
- 資料3 「経済実態をより適切に表す配分基準」の導入に向けた準備期間
について（案）
- 資料4-1 学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループ
スケジュール
- 資料4-2 各私立学校関係団体へのヒアリングについて（案）

セグメント情報における配分基準に関する論点（案）

0.総論

現行の学校法人会計基準及び新学校法人会計基準（案）における部門（セグメント）と配分基準は以下のとおりである。

《現行学校法人会計基準》

※学校法人会計基準第13条及び「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」（文管企第250号 昭和55年11月4日 文部省管理局長通知）を元に作成

○部門

- ①学校法人
- ②各学校（専修学校、各種学校を含む）
- ③研究所
- ④各病院
- ⑤農場、演習林その他③④の規模に相当する規模を有する各施設

○配分基準

- ・ 特定の部門＊のものとして把握できる収支額については、当該部門へ直接計上。
- ・ 2以上の部門に共通する収支額については、当該関係部門における在学者数、教職員数、使用時間、使用面積等、妥当と考えられるものの比率により配分。
- ・ 配分できない「部門共通」の収支額がある場合は、各部門の収支額の合計額の比率により各科目ごとに配分。配分の基準を「配分方法」の欄に注記。
- ・ 教職員人件費支出については、各部門のいずれの教職員として発令されているかにより計上。

＊通知には「部門」のほか「学部・学科等」の記載もあるが、議論の趣旨に鑑みて「部門」のみを記載。

《新学校法人会計基準（案）》

※「学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書」21～22 頁、56～57 頁を元に作成

○セグメント

- ①私立大学（短期大学を含む）、私立高等専門学校
- ②①以外の私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園）、私立専修学校及び私立各種学校
- ③病院
- ④その他（学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所、学校法人共通）

○配分基準

- ・原則として、「経済の実態をより適切に表す配分基準」とする。例外として現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用できる。
- ・ただし、「経済の実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまでの当分の間は、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用する。

➡「経済の実態をより適切に表す配分基準」を本 WG において検討

【総論についての前回までの主な意見】

- ①実務の負担を考えると、**現行の配分基準ではなくて、新しいセグメント情報の考え方を導入したセグメント情報の配分基準に一本化し、内訳表を作成できないか。**
- ②学校法人が選択できるような幅を持った基準を導入する。
- ③共通経費について、**私立学校振興助成法により提出が求められる書類としての内訳表と私立学校法により作成が求められる計算書類におけるセグメント情報が大きく異なることはない。そのため、内訳表を作成すれば、自動的にセグメント情報となる。ただし、病院の人件費は別である。**
- ④**学校法人の事務が現実的に対応できるようにする。**
- ⑤「**経済実態をより適切に表す配分基準**」について、実務において負担なく楽になるような配分基準にすることが、現行基準の例外を認めないことにつながる。
- ⑥配分基準を例示し、最終的には学校法人が会計監査人と調整しながら判断し配分基準を採用する方法もありえる。

- ⑦教育研究経費と管理経費について、学校法人が配分基準を選択する際に迷わないのなら具体的な例示も可能である。一方で、学校法人が設定している小科目を全て把握することはできないことから、抽象度が高い形での例示がよいのではないかな。
- ⑧配分例を小科目別に示すのではなくて、経済事象ごとに示し、学校法人においてマニュアルを作成するという方法もあるのではないかな。
- ⑨配分基準の設定について、小科目別に設定した方がよい場合とそうでない場合がある。とくに、教育研究経費や管理経費における配分基準については、小科目別ではなくて、大科目で整理する方法もありうる。実務として、共通経費を共通部門に一旦計上した後、各部門に配分している法人もあれば、部門の配分基準と小科目への計上方法を整理し会計処理をしている法人もある。仮にセグメントとしてそぐわないとしても、ごく少額の経費も必ず按分するというのではなく、一旦共通部門に入れることをある程度可能としないと法人の業務が煩雑になる。
- ⑩学校法人として法人全体をどのように管理し、改革していくのかが大きなテーマになっており、法人全体の経費が増えている。法人全体の経費については、各設置校のために使われるのでセグメント情報として配分することは可能である。ただし、高大接続のような複数のセグメントにまたがる場合、どのように配分するのかという課題が生じる。
- ⑪配分基準の目的は一定の恣意性の排除にある。現場が混乱せず、負荷がかからない形で運用できるようにする。
- ⑫現行の配分基準を採用する場合、学校法人に再度、配分基準として適切なのかを確認するよう周知することが重要である。
- ⑬最終的なアウトプットの形をイメージして検討すべき。

I 共通経費の配分基準

◆基本的な考え方

- ・特定のセグメントに帰属させることが困難なケース：「④その他（…学校法人共通）」に一括計上
- ・特定のセグメントに帰属させるべきケース：配分基準の検討が必要

◆論点

1 光熱水費

ある校舎を複数セグメントで使用していた場合、その光熱水料をどのように配分するのか検討が必要。

- ・複数セグメントで使用する例として、大学と短期大学、大学と附属病院がある。
- ・配分基準として考えられるものとしては、建物や部屋の面積、利用する学生数や教員数、利用時間等がある。

2 減価償却額

ある校舎を複数セグメントで使用していた場合、その校舎の減価償却額をどのように配分するのか検討が必要。

- ・複数セグメントで使用する例として、大学と短期大学、大学と附属病院がある。
- ・配分基準として考えられるものとして、建物や部屋の面積、セグメントに所属する学生数や教員数、利用時間等がある。

3 その他、特別な検討が必要なもの（あれば）

【共通経費についての前回までの主な意見】

①共通経費について、私立学校法と私立学校振興助成法の目的と理念が異なっているとしても同じ結果に集約できる配分基準である。

②共通経費について、現行の配分基準が、かなりの部分、そのまま使えるのではないか。

Ⅱ 人件費の配分基準

◆現行学校法人会計基準での取扱い

現行の学校法人会計基準における資金収支内訳表等の部門別計上及び配分については、以下のとおり規定されている。

※「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」（文管企第 250 号 昭和 55 年 11 月 4 日 文部省管理局長通知）を元に作成。

(1) 教（職）員人件費支出

- ・ 各部門、学部・学科等のいずれの教（職）員として発令されているかにより計上。
- ・ 発令の内容によりいずれの部門、学部・学科等の教（職）員であるか明らかでない場合は、主たる勤務がいずれであるかにより計上。

(2) 「学校法人」部門の職員人件費支出

- ・ 上記(1)の取扱いにかかわらず、「学校法人」部門の職員として発令されている者のうち主として、学校法人部門の業務＊に従事する職員についてのみ「学校法人」部門に計上。

＊学校法人部門の業務（「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」

（文管企第 250 号 昭和 55 年 11 月 4 日 文部省管理局長通知）3(1))

- ア 理事会及び評議員会等の庶務に関すること
- イ 役員等の庶務に関すること
- ウ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続きに関すること
- エ 法人主催の行事及び会議に関すること
- オ 土地の取得又は処分に関すること（他の部門の所掌に属するものを除く。）
- カ 法人運営の基本方針（将来計画、資金計画等）の策定事務に関すること
- キ 学校、学部・学科（学部の学科を含む。）等の新設事務に関すること
- ク その他「学校法人」部門に直接かかわる庶務・会計・施設管理等に関すること
- ケ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること

- ・ その他の職員に係る人件費支出は主として行う業務の所属するそれぞれの部門に計上。

(3) 医・歯学部及び附属病院の教員人件費支出のうち臨床系教員の人件費支出

- ・ 上記(1)の取扱いにかかわらず、授業科目を担当する教員に係る人件費支出を学部計上し、その他の教員の人件費支出を附属病院に計上。

◆論点

1 「学校法人」部門の業務を担当する教職員の人件費

職員の取扱いについては、上記(1)～(3)のとおり計上することとなっている。

これを踏まえると、「学校法人」部門の業務に従事する職員は「④その他（学校法人部門…）」に計上することが妥当か。

「学校法人」部門の業務に専従する教員がいた場合、その発令の内容に関わらず「④その他（学校法人部門…）」に計上することが妥当か。

2 複数セグメントの業務を兼務する教員の人件費

複数セグメントの業務を兼務する教員について、人件費を配分する基準の検討が必要。

- ・ 複数セグメントにおいて教育研究等の業務に当たっている例として、大学と短期大学、大学と附属病院、大学での教育研究活動と「学校法人」部門業務を担当している場合がある。
- ・ 配分基準として考えられるものとして、各セグメントの業務に従事している時間、各セグメントに所属する学生数等がある。

3 複数セグメントの業務を担当する職員（「学校法人」部門の業務に従事する職員を除く）

複数セグメントの業務（総務・人事・財務・学務等）を担当する職員について、人件費を配分する基準の検討が必要。

- ・ 複数セグメントの業務を担当する職員の例として、大学と短期大学や他の設置校（幼小中高）、大学と附属病院がある。
- ・ 配分基準として考えられるものとして、各セグメントの業務に従事している時間、各セグメントに所属する学生数等がある。

4 医・歯学部及び附属病院の業務を担当する教員

例えば、医・歯学部と医・歯学部附属病院を設置している大学において医学部の専任教員として教育研究に当たっている一方で、附属病院において診療に従事している

ケースのように、医・歯学部と医・歯学部附属病院に配分する基準の検討が必要。

また、医・歯学部附属病院以外の病院の取扱いについても、検討が必要。

- ・複数セグメントの業務を担当する職員の例として、医・歯学部と医・歯学部附属病院の他、看護学部等のコメディカル学部学科と病院がある。
- ・配分基準として考えられるものとして、従事している時間等がある。

【人件費についての前回までの主な意見】

- ①人件費の配分基準について、（私学助成の交付を受ける法人にとって）人件費支出内訳表を作成し、内訳表を起点にセグメント情報を作成することが許容されれば、実務の負担が少なくなるのではないかな。
- ②専任教員について設置基準上の基準教員数が決められていることから、発令基準による処理を残さざるを得ない。
- ③人件費において現在の実務では、発令によっているが、より実態に即したものを定めていければよいと考えている。
- ④人件費の処理では、人数比やコマ数(非常勤教員)などを使用。
- ⑤内訳表の作成においては、教育研究経費は学生数比、管理経費は教職員数比、というような配分ルールを学校で既に決めている。現行配分基準の諸経費の配分基準は、新基準でも使える。問題は人件費。
- ⑥附属病院は医療と教育が不可分であり、経営も一体になっている点について、医療収入と経費は既に分けており、内訳表の配分基準の考え方で良いのではないかな。問題は人件費の部分。
- ⑦教員の授業時間、従事時間、日数を把握するのが困難である。決算作成にあたり、前年度の執行額が4月中旬～下旬に確定し、その後、決算を取りまとめ、内訳表を作成するとなった場合、個々の教員の業務時間数を計算し配分するのはスケジュール的に厳しい。
- ⑧人件費内訳表について、私学助成の配分状況を正確に確認するために利用される点に留意する必要がある。
- ⑨人件費内訳表をある程度修正すれば、セグメント情報になるというのが、許容の範囲。
- ⑩人件費について、現行の配分基準がかなりの部分そのまま使える。ただし、現行の発

令に応じて計上するという現行の方法を少し変更しただけで、経済的実態が把握できるかどうかというところは検討しなければいけない。

Ⅲ 「経済の実態をより適切に表す配分基準」策定後の現行基準の取扱いについて

「経済の実態をより適切に表す配分基準」策定後も、例外的な配分基準として現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用することができることとしている。この取扱いを一定期間とするのか、継続的な取り扱いとするのか、検討が必要。

セグメント情報と事業活動収支内訳表について 考え方の整理（案）

- 事業活動収支内訳表を含む3点の内訳表は、これまで私立学校振興助成法及び学校法人会計基準に基づき作成される書類であった。今般の私立学校法改正に伴い、学校法人会計基準は私立学校法に基づく基準となり、事業活動収支内訳表は計算書類には含まれないものと整理された一方、注記事項としてセグメント情報の記載が求められることとなった。
- 事業活動収支内訳表を含む3点の内訳表は、私学助成を受ける法人が今後も作成・提出を求められる書類として、改正後の私立学校振興助成法第14条第4項を受け、新たに制定する予定の私立学校振興助成法施行規則に位置づける予定。
- 私立学校法に基づくセグメント情報と、私立学校振興助成法に基づく事業活動収支内訳表は、その法的根拠や作成される目的は異なるものであるが、事業活動収支計算書のより詳細な内容を示す資料であるという点で類似する。そのため、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」においては、私学助成を受ける学校法人において類似の資料を2種類作成する重複感、事務の負担増について懸念が指摘されている。
- この点、本WGにおいても、事業活動収支内訳表についても、セグメント情報の配分基準となる「経済実態をより適切に表す配分基準」を用いることができないかという意見があった。しかし、事業活動収支内訳表において用いられる配分基準は、私学助成の制度の趣旨や運用を踏まえて判断されるべきもので、本WGにおいて結論を出せるものではない。このため、いただいたご意見は私学助成担当部署に共有することとし、本WGでの検討は行わない。
- 本WGにおいては、類似の資料を2種類作成する重複感、事務の負担感をできるだけ生じさせることのないような配分基準となるよう留意して検討を進めるとともに、書類の作成方法についても、効率的と考えられる方法があれば、併せて提案していく。

学校法人会計基準のセグメント情報における配分基準について（たたき台）

学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループ

はじめに

本資料は下記の前提で取りまとめている。

1. 報告の対象はセグメント情報における配分基準に限定している。但し、配分基準の検討にあたり会計基準上考慮が必要な点についても言及している。
2. 会計基準に関する通知及びその実務指針や Q&A 等（広義の会計基準）に織り込むべき事項を抽出整理したものであり、今後の検討を経て通知等に文書化されることを想定している。
3. セグメント情報における配分基準は「経済の実態をより適切に表す」べきものであり、一律に定めるのではなく各学校法人の実態実情に応じそれぞれ適切な「配分基準」を定めてセグメント情報を作成し説明責任を果たすというアプローチを採用すべきであることから、本たたき台は下記の構成とした。
 - I. 総論：配分基準の前提となる事項
 - II. 各論：人件費と共通経費に関する配分基準（考え方と留意点）
 - III. 各論：セグメント配分基準例
4. 配分基準の前提となる「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」等での決定事項は参考に四角囲いで引用記載している。

I. 総論

1. 「セグメント情報」とは

「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」

(令和 6 年 1 月 31 日学校法人会計基準の在り方に関する検討会)

第 3 新学校法人会計基準の内容等

1. 計算書類・附属明細書の体系について

(2) 内訳表について

- 現行の内訳表のうち資金収支内訳表は「国または地方公共団体において、私立学校に対する経常費補助の効果を具体的に把握し、教育活動の実態に即した有効適切な振興策策定のための資料が得られるようにすること」を主たる目的として作成されており、「学校法人がその諸活動に係る予算の編成・管理のため予算単位ごとに行う部門計算とは異なるもので、これと直接の関連を有するものではない」とされており、経常費補助金算定の基礎という性質が強い書類である。
- また、資金収支内訳表の部門別の計上方法については、文部科学省通知で定められているが、詳細なルールは定められておらず、人件費については、経常費補助金算定上の必要から、按分等を行わず、発令の内容や主たる勤務部門により計上することを求めている。事業活動収支内訳表及び人件費支出内訳表も資金収支内訳表の処理に準じて行うこととされることから、いずれの書類も必ずしも部門別の教育研究コストの実態を表すものとはなっていないと考えられる。
- このため、内訳表については、必ずしも部門別の教育研究コストの実態を表すものとはなっていないことから、改正私立学校法に基づく計算書類からは除き、部門別の情報として、後述する「セグメント情報」を表示するものとする。

3. 計算書類・附属明細書の体系について

(2) セグメント情報の在り方について

ア 概要と視点

- 学校法人等は、多様なステークホルダーへの情報開示により透明性の確保が求められている。また、急速な少子化に伴う 18 歳人口の減少等、社会状況の変化により、高等教育機関を中心に、大学を始めとする学校種別の状況に対する社会的関心も高まっていることも踏まえると、学校法人全体の経営状況に加えて、各学校の個別の部門に関する情報開示の必要性も考慮する必要がある。

【通知等で周知する事項】

(1) セグメント情報の意義

今般の私立学校法改正に伴う監査において求められる「部門別の情報」としてのセグメント情報は、開示を前提とした財務諸表の注記として開示目的の財務報告の一部をなすものである。開示目的の財務報告における配分基準として、私立学校振興助成法に基づき作成していた資金収支内訳表の考え方とは異なる、新たな考え方によるセグメント配分基準が求められる。

さらに、今般作成が求められるセグメント情報は、学校法人経営者にとっても、経営判断や資源配

分を行うに際し有益な情報であり、経営管理の目的としても有用性のあるものとなることが期待されている。

<参考> 「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」Q39-1 A1

セグメント情報は、基本的な財務諸表では得られない損益や資産に関する事業の内訳について補足的情報を提供することによって、財務諸表の利用者に有用な情報を提供することを目的として作成するものである

<参考> 資金収支内訳表とセグメント情報の整理

	資金収支内訳表	セグメント情報
作成の根拠法	私立学校振興助成法	私立学校法
主な目的	所轄庁による補助金の適正配分	ステークホルダーへの情報開示
教育研究コストの実態との整合	補助金の配分に即した部門ごとの実態を表す	経済実態をより適切に表すことが求められる
経営管理との関連	科目ごとの詳細を把握できるため、経営戦略や資源配分に有用 ただし必ずしも経済実態に即した部門配分でないことに留意	教育活動等の合計レベルではあるが、経営実態により即した収支状況が把握できるため、経営判断に有用

(2) セグメント区分の目的

「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」では、「社会状況の変化により、高等教育機関を中心に、大学を始めとする学校種別の状況に対する社会的関心も高まっていることも踏まえると、学校法人全体の経営状況に加えて、各学校の個別の部門に関する情報開示の必要性も考慮する必要がある」ことから、セグメント別の情報を開示することとした。

セグメント区分として高等教育機関については学校別を原則とした。附属病院は、附属施設の中でも財務規模が大きく、活動に診療行為を含みステークホルダーの範囲に特徴があることから、「病院」として単独のセグメントとした。

2. セグメントの区分けと開示項目

セグメント情報は「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」(21 ページ)において、以下のとおり区分される。

- ① 私立大学（短期大学を含む）、私立高等専門学校
- ② ①以外の私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園）、私立専修学校及び私立各種学校
- ③ 病院
- ④ その他（学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所、学校法人共通）

<参考>「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」(参考資料 3 52ページ)

部 門 科 目	(何) 大学	(何) 短期 大学	(何) 高等 専門学校	幼稚園・小学 校・中学校・高 等学校・専門 学校等	病院	その他
教育活動収入計						
教育活動支出計						
教育活動収支差額						
教育活動外収支差額						
経常収支差額						
特別収支差額						
基本金組入前当年度収支差額						
基本金組入額合計	△	△	△	△	△	△
当年度収支差額						

【通知等で周知する事項】

(1) 「病院」の定義

「病院」セグメントには、医歯学部附属病院のほか、それ以外の病院と診療所を含む。

(2) 「学校法人部門」の定義

「その他」に区分される学校法人部門の業務については、「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」(文管企第 250 号昭和 55 年 11 月 4 日文部省管理局長通知)に以下のとおり示されており、**今般の改正によってもこの区分の妥当性は変わらないと考える。よって、「学校法人部門」の対象範囲は、引き続き以下とする。**

ア 理事会及び評議員会等の庶務に関すること

- イ 役員等の庶務に関すること
- ウ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続きに関すること
- エ 法人主催の行事及び会議に関すること
- オ 土地の取得又は処分に関すること（他の部門の所掌に属するものを除く。）
- カ 法人運営の基本方針（将来計画、資金計画等）の策定事務に関すること
- キ 学校、学部・学科（学部の学科を含む。）等の新設事務に関すること
- ク その他「学校法人」部門に直接かかわる庶務・会計・施設管理等に関すること
- ケ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること

（３）「学校法人共通」の定義

各学校法人の運営実態に基づき、特定のセグメントに帰属させることが困難な特殊なケースがあり、学校法人の判断により必要とされる場合、「学校法人共通」の区分を設け、法人事務局における収支のほか、学校等の各セグメントに配分しなかった収支を計上することができる。

（４）積極的なセグメント情報の開示

「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」において例示されるものは各学校法人共通に開示すべき共通の部門であるが、「その他」の区分の一部を独立したセグメント区分（例えば「〇〇施設」）とすることや、キャンパス別、複数の地域に展開する学校法人の場合には地域別など、各学校法人の創意工夫によりセグメント情報を追加開示ことも認められる。

<参考> 「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」（令和 6 年 1 月 31(日)）p21

○ 学校法人等の財務報告の趣旨に鑑み、上記①～④に加えて、詳細なセグメントを設定し開示することは妨げられるものではなく、むしろ、学校法人等の財務報告の趣旨に鑑み、各法人がそれぞれ適切と考えるセグメントを積極的に開示することが望まれる。

<参考> 「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（令和 5 年 4 月 13 日最終改訂）Q39-1. A 5

「一定のセグメント情報」に加えて、その他のセグメント区分を設定し開示することは妨げられるものではない。むしろ、注解 3 4 第 1 項の「国立大学法人等は、…企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。」の趣旨に鑑み、各法人がそれぞれ適切と考えるセグメント区分を設定し、積極的に開示していく必要がある。

（５）セグメント情報の合計欄

セグメント情報はあくまでも補足的情報なので、セグメント情報の表の右端に合計欄を設け、事業活動収支計算書との関連を明確にする。

3. 配分基準総論

「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」(22 ページ) より抜粋

- 原則的な配分基準として「経済実態をより適切に表す配分基準」を採用することとしつつ、事務負担への配慮から、学校法人等の判断で例外的な配分基準*1として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用することができることとした。また、採用した配分基準については注記に記載する。
- 配分基準について、原則的な配分基準である「経済の実態をより適切に表す配分基準」の策定は技術的な困難があり、技術的な困難を解消するための検討が別途必要である。検討には1年程度を要すると見込まれることから、原則的な配分基準である「経済の実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまでの当分の間は、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用する。

【通知等で周知する事項】

- (1) 「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」で当分の間とは、「経済の実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまでの間とされている。(準備期間については、P)
- (2) 配分基準設定の精度について

捕捉可能で合理的な基準を各学校法人が判断し、選択する。

(例) 人件費：従事時間・従事日数等について、それぞれの実績値・目標値(割合)等
 共通経費：キャンパス別・施設別等の面積比等
- (3) 配分計算の単位について

配分計算単位は画一的に定められるものでなく、合理的な範囲で各学校法人が選択する。

(例) 人件費：個人別、グルーピング(部署別、役職別等) 等
 共通経費：施設別、費目別、グルーピング 等
- (4) セグメント情報の作成方法について

セグメント情報の注記データの作成は、事務負担軽減の観点から、既存の内訳表のデータに必要な修正データを補足集計しこれを組替表上で作成することも考えられる。

また、より厳密に帳簿データから生成するべく会計システム上に必要な区分等を設定して作成する方法も当然考えられる。

それぞれの学校法人の会計システムや部門設定に応じて、効率的な作成方法を選択することとなるが、いずれの場合も検証可能性を確保した範囲で法人が選択する必要がある。

また、運用の進捗等に応じて、より適した作成方法に変更することも考えられる。

(5) 配分基準の選択等に関する脚注

どのような配分方法を選択したかについて、セグメント情報に脚注する。Ⅲ（3）参照
（準備期間の検討を踏まえて記載 P）

Ⅱ. 各論：収入、共通経費と人件費に関する配分基準

1. 収入項目及び共通経費

現行の「資金収支内訳表の配分基準」では、部門別計上について、収支項目は以下のとおり計上することとされている。

「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」（昭和 55 年 11 月 4 日文管企第 250 号文部大臣所轄各学校法人理事長あて文部省管理局長通知）より一部抜粋

（別紙）資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について

A 資金収支内訳表について

1. 各部門への計上及び配分

(1) 特定の部門（学部・学科等に細分される場合は、当該部門の学部・学科等とする。）のものとして把握できる収入額及び支出額については、当該部門、学部・学科等へ直接計上する。

(2) (略) 2 以上の部門に共通する各学部間又は各学科間等に共通する収入額及び支出額については「部門共通」の欄を設け、各科目ごとにその金額を計上する。

(3) 1 の (2) により計上した共通の欄の金額は、(略) 各科目ごとに配分するものとする。その配分は、当分の間原則として当該関係部門、学部・学科等における在学者数、教（職）員数、使用時間又は使用面積等（以下「在学者数等」という。）妥当と考えられるものの比率による。

上記の取扱いは、今般の改正によってもこの区分の妥当性は変わらないと考えられるため、これを踏まえ各学校法人で判断する。一方で、複数のセグメントで共通の収入項目や経費項目が生じうることがあるため、そのような場合には、以下のような注意が必要となる。

【通知等で周知する事項】

(1) 収入項目

寄付金、経常費補助金、付随事業収入、その他

収入の受取理由、その用途等を勘案して配分（Ⅲ.「配分基準例」を参照）

(2) 共通経費

特定のセグメントに帰属させるべきケース：各学校法人の運営実態に基づき、それぞれの学校法人が合理的な配分基準を設定して配分する。（Ⅲ.「配分基準例」を参照）

< 按分単位につき各学校における検討が必要な経費項目 >

① 光熱水費：計量基準、施設面積比ほか。

② 減価償却額：

- ・建物・構築物：使用面積、利用生徒数など
- ・車両：使用回数、走行距離など
- ・機器備品：使用回数、利用生徒数など
- ・ソフトウェア：使用 PC 数など

- ③ 保険料：付保対象資産の減価償却額等に準ずる

2. 人件費

現行の「資金収支内訳表の配分基準」では、部門別計上について、人件費は以下のとおり計上することとされている。

「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」（昭和 55 年 11 月 4 日文管企第 250 号文部大臣所轄各学校法人理事長あて文部省管理局長通知）より一部抜粋

（別紙）資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について

A 資金収支内訳表について

1. 各部門への計上及び配分

- (1) 特定の部門（学部・学科等に細分される場合は、当該部門の学部・学科等とする。）のものとして把握できる収入額及び支出額については、当該部門、学部・学科等へ直接計上する。

2. 人件費支出の取扱い

(1) 教（職）員人件費支出

- ・各部門、学部・学科等のいずれの教（職）員として発令されているかにより計上。
- ・発令の内容によりいずれの部門、学部・学科等の教（職）員であるか明らかでない場合は、主たる勤務がいずれであるかにより計上。

(2) 「学校法人」部門の職員人件費支出

- ・上記(1)の取扱いにかかわらず、「学校法人」部門の職員として発令されている者のうち主として、学校法人部門の業務に従事する職員についてのみ「学校法人」部門に計上。
- ・その他の職員に係る人件費支出は主として行う業務の所属するそれぞれの部門に計上。

(3) 医・歯学部及び附属病院の教員人件費支出のうち臨床系教員の人件費支出

- ・上記(1)の取扱いにかかわらず、授業科目を担当する教員に係る人件費支出を学部計上し、その他の教員の人件費支出を附属病院に計上。

発令と勤務の実態が一致している場合は、現行の基準に基づき、発令されているセグメントに計上する。

一方で、「学校法人」部門や複数のセグメントを担う教職員人件費については、以下のような注意が必要となる。

【通知等で周知する事項】

基本的考え方

教職員の業務従事の実態に応じて配分する。（発令の内容が勤務実態に即している場合は内訳表と同じ配分基準でも可）（Ⅲ、「配分基準例」を参照）

（例）従事時間、従事割合、担当講義数等

(1) 「学校法人」部門の業務を担当する教職員の人件費の扱い

学校法人部門の業務の定義、勤務実態・内容に応じて判断する。勤務実態の把握方法は法人が自ら決定し、当該方法により把握したデータを使って按分比を設定する。

(2) 複数セグメントの業務を兼務する教員の人件費の扱い

(具体例) 大学・短大とその他附属学校を兼務する場合

医学部・歯学部、附属病院の業務を兼務（双方の業務に従事）する場合

セグメントごとの業務の範囲を定義した上で、業務従事の実態を反映した基準（従事時間等）で配分する。勤務実態（兼務割合等）の把握方法は法人が自ら決定し、当該方法により把握したデータを使って合理的な基準（制度、単位、按分比）を設定する。

過年度あるいは一定期間の実績値を採用するかなどの勤務実態の把握方法は学校法人が説明可能な方法を自らの責任で決定し、当該方法により把握したデータを使って按分比を設定する。法人内で所定の承認手続きを経て、経済の実態をより適切に表すと合理的に説明できる場合は目標値を採用する方法も考えられる。

より精緻な勤務実態捕捉方法を採用したい学校法人においては、国立大学を参考に、タイムレコード、タイムレポート、タイムスタディを提示し、例えばビーコンを利用するなどの把握方法を選択し、当該方法により把握したデータを使って按分比を設定することも考えられる。学校法人によって管理会計目的で学内ルールによる部門別計算を行っているケースがあれば、それらを活用する方法も考えられる。

<参考>「附属病院の業務範囲」（国大会計基準実務指針 Q39-1. 7）

7 特に、附属病院に係るセグメント情報を開示する場合、附属病院の業務範囲としては、診療業務、診療業務を基礎として行われる教育業務、臨床試験（治験）、病理部やプロジェクト研究等の附属病院において実施することが組織として意思決定され、組織又はプロジェクトとして実施される研究業務及び附属病院における管理業務を対象とする。なお、学内予算が附属病院以外に計上されていても、附属病院セグメントの業務に要する経費などは対象となる。

3. 具体的留意点

各学校法人においてその科目（小科目）や会計単位の設定は、任意に設定できる。その設定を前提に会計処理が行われている。

特定の科目について、特定の部門に限定されるものは当該会計単位に計上される。

複数の会計単位に共通するものはそれぞれの会計単位が負担（帰属）すべき額を算定し、それぞれの会計単位に配分される。あるいは、合理的な比率で按分する場合は、当該比率で按分計算された額をそれぞれの会計単位に配分される。

また、特定の会計単位に一旦全額を計上し、他の会計単位が負担（帰属）すべき額を一括して振替処理するような方法や、会計単位に「学校法人共通」を設定したうえで計上し、負担すべき会計単位に振替処理するような方法を採用する方法もある。

これらの通常の会計処理を前提に、セグメント情報を作成するために必要な金額の抽出を行うこととなるが、複数の会計単位を合算することでセグメントになる場合（例えば、各学部を会計単位と設定し、その合算により大学セグメントとなる場合）は作業が容易であるが、特定の会計単位が複数のセグメントに関連しており、共通する科目を分割する必要がある場合（例えば、医学部を大学と病院に配分する場合）は追加的な作業が必要となる。そのために、会計単位の設定をセグメント情報に整合するように変更する方法もある。あるいは、会計単位の設定は変更せず、追加の組換表を作成してセグメント情報を作成する方法もある。

Ⅲ. 各論：セグメント配分基準例

1. 共通収支の配分基準（例）

大科目	小科目	備考	共通収支の配分基準の例		
寄付金		教育費充当と指定	在籍者数	部門数	
		研究費充当と指定	大学等の教員数	高等機関部門数	
		指定無し	部門数		
経常費等補助金		共通利用施設補助	収容定員数		
付随事業収入		バス、食堂、購買部等	利用者数	在籍者数	部門数
雑収入	その他の雑収入		事業収入予算	経常収入予算	
受取利息・配当金			事業収入予算	経常収入予算	在籍者数
その他	収益事業収入		部門数		
資産売却差額			収容定員数	対象資産実績	
その他	施設設備寄付金		収容定員数		
人件費	教員人件費	本務者について	授業時間	従事時間(日数)	
	職員人件費	本務者について	従事時間(日数)		
	退職金		(退職時部門)	(在職部門)	
教育研究経費	消耗品費		在籍者数	収容定員数	
	光熱水費		面積	収容定員数	在籍者数
	旅費交通費		在籍者数		
	福利費		在籍者数	利用者数	
	通信費		在籍者数	収容定員数	
	印刷製本費		在籍者数	収容定員数	
	修繕費		面積	収容定員数	
	損害保険料	火災保険、警備費	面積	収容定員数	
	報酬手数料	清掃費用・剪定費用	面積		
	...				
	減価償却額		面積	使用時間	収容定員数
	雑費		在籍者数	収容定員数	
管理経費	消耗品費		職員数		
	光熱水費		面積		
	旅費交通費		職員数		
	福利費		職員数		
	通信費		職員数		
	印刷製本費		職員数		
	修繕費		面積		
	損害保険料	火災保険、警備費	面積		
	公租公課	消費税	事業収入(予算)	事業支出(予算)	
	報酬手数料	清掃費用	面積		
		監査報酬	事業収入(予算)	事業支出(予算)	
		顧問弁護士費用等	部門数		
		学納金等管理ソフト			
	賃借料		面積	利用者数	
	広報費		部門数		
	募集費		募集人数		
	...				
	減価償却額		面積	使用時間	
	雑費				
徴収不能額					
借入金等利息		施設設備関係	面積	対象資産借入実績	
		運転資金	部門	収容定員数	事業支出(予算)
			借入金実績		
その他					
資産処分差額			収容定員数	対象資産実績	

（注）小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができるため、一般的な費目例を前提

に配分基準例を参考に示したものである。小科目に追加する科目は、形態別分類による科目でなければならないが、形態分類によることが困難であり、かつ金額が僅少なものについては、この限りでなく機能別分類の場合もあり、また特定の取引（会計事象）をどの様に処理するかも各学校法人で様々である。例えば「募集要項」の作成を印刷製本費で処理する場合もあれば、広報費で処理される場合もある。配分基準の選択は、当該会計事象の実態に応じてより合理的な基準を選択することが有用と考えられる。

従来からの内訳表作成目的で部門設定（システム上の会計単位の設定）されている場合は、学部単位で部門設定されていると考えられるので、その場合、それぞれの学部への配分に「収容定員数」や「在籍者数」といった配分基準を利用することが合理的であるが、大学別や学校別といったセグメント情報の場合は、その様な配分基準が必ずしも合理的でない場合も想定される。その場合は、セグメント情報として適切な配分基準を用いることが望ましい。

2. 人件費にかかる配分（医学部・病院の例）

ア 当年度従事時間による配分

	学部	病院	その他セグメント	合計
従事時間				
配分率%				100%

イ 前年度従事時間による配分

	学部	病院	その他セグメント	合計
従事時間				
配分率%				100%

ウ サンプル期間の従事時間による配分

	学部	病院	その他セグメント	合計
従事時間				
配分率%				100%

エ 目標値（エフォート等）による配分

	学部	病院	その他セグメント	合計
従事時間				
配分率%				100%

3. 配分方法の脚注例

部 門 科 目	(何) 大学	(何) 短期 大学	(何) 高等 専門学校	幼稚園・小学 校・中学校・高 等学校・専門 学校等	病院	その他	合計
教育活動収入計							
教育活動支出計							
教育活動収支差額							

教育活動外収支差額							
基本金組入前当年度収支差額							
基本金組入額合計	△	△	△	△	△	△	
当年度収支差額							

(注)

例 1) 収入又は支出の各セグメントへの計上方法は、「経済実態をより適切に表す配分基準」として本学で適用する基準を検討準備中であるため、「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」(昭和 55 年 11 月 4 日文部省管理局長通知)に記載の計上方法を採用している。

例 2) 「その他」の区分には〇〇部門、△△研究所、学校法人部門を含んでいる。

医歯学部と病院のセグメントの配分基準について

○第 3 回 WG において了承された内容

【全体】

- ①セグメント情報の「病院」は、「病院（医歯学部附属病院以外の病院を含む）」及び「診療所」を対象として設定する。
「施術所」は、「病院」には含まない。

- ②セグメント情報の「病院」について本院と医歯学部の按分比と分院と医歯学部の按分比の取扱いとは以下のとおりとする。

原則：本院と分院の違いを踏まえ、それぞれの按分比を設定する。

例外：本院と分院に共通する按分比とすることができる。

【共通経費】

- ③医歯学部とセグメント情報の「病院」双方に関連する共通経費については、面積比等を使って按分比を設定する。

【共通の人件費】

- ④医歯学部とセグメント情報の「病院」の人件費の配分方法は、教職員の勤務実態を元に設定する。

教職員の勤務実態を一定程度反映するための勤務実態の把握方法については、学校法人が合理的に説明できるのであれば、当該法人の裁量に委ね、当該方法により把握したデータを用いて按分比を設定する。

○今回整理いただきたい点

- ㊦「勤務実態の把握方法」の例として、国立大学法人で用いられているタイムレコード、タイムレポート、タイムスタディがあるが、それ以外にどのようなものがあるか。
①「勤務実態の把握方法」として認めることが適当でないものはどのようなものか（とくに会計監査上の観点から適当ではないものはどのようなものか）。

「経済実態をより適切に表す配分基準」の導入に向けた準備期間について (案)

○「学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書」(抜粋)(p.34)

6. 施行時期

セグメントの原則的な配分基準として定める「経済実態をより適切に表す配分基準」の検討を速やかに行い、必要な対応を行うとともに、学校法人の準備期間を置き、文部科学省より通知を発出するものとする。

○ 準備期間を設ける必要性

- ① 現行の「資金収支内訳表の配分基準」の考え方は、そのまま「経済の実態をより適切に表す配分基準」として採用できる点が多くあり、その点の移行はスムーズに進むことが想定される。(収入項目、共通経費、兼務教職員の人件費等)
- ② 「経済の実態をより適切に表す配分基準」を導入するにあたっては、例えば大学(医学部)と病院(附属病院)など、複数セグメントに従事する教職員の人件費については、勤務実態を反映した配分基準を策定するため、勤務実態の把握方法の検討やデータの収集等に相応の準備期間が必要と考えられる。
- ③ このため、「経済の実態をより適切に表す配分基準」の導入に向けて、一定の準備期間を考慮する必要がある。

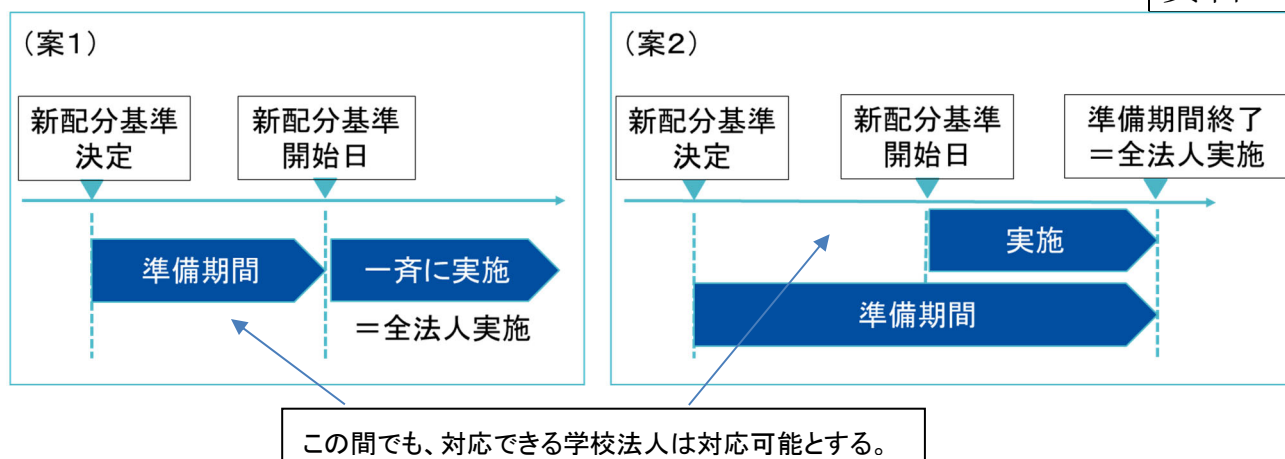
○ 準備期間の設け方

(案1) 新配分基準による会計処理の開始日までの間に一定の準備期間を設け、全学校法人が一斉に新配分基準による会計処理を実施。

例：R8年度から一斉に実施、準備期間はR7年度中。

(案2) 新配分基準による会計処理の開始日までの間だけでなく、開始日以降も一定期間の準備期間を設ける。新配分基準による会計処理の実施日は学校法人によって異なる。

例：R8年度から実施、実施に間に合わない学校法人は、R9年度中まで準備期間とすることができる。準備期間が終了するR9年度には全学校法人が実施。



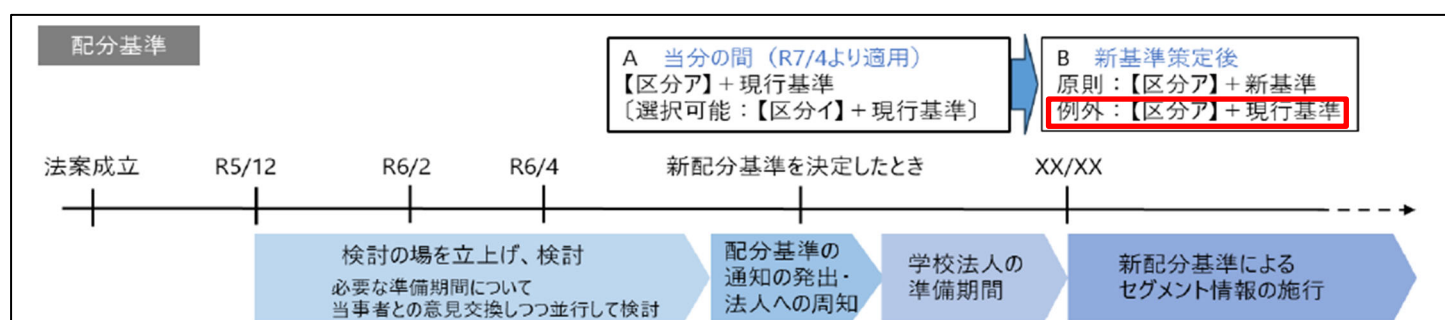
【補足】

例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を用いる期間については、報告書で「今後検討」とされている。この点については、ヒアリングでの意見を踏まえ、改めてWGで検討する。

○「学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書」(抜粋) (p.23,p.58)

才 当分の間の取扱い

例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を「経済の実態をより適切に表す配分基準」策定後も採用することができることについては、現行の「資金収支内訳表の配分基準」が補助金配分の公平性確保の観点から定められており、学校法人等のセグメントごとの経済の実態を必ずしも表しているとは言えないことから、一定期間に限るべきではないかとの意見があった。これを踏まえ、例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を用いる期間については、今後検討する。



学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループ スケジュール

3月13日 16:00～18:00

第1回 検討会におけるセグメント情報に関する議論の共有
現行会計基準・他法人との相違点の共有
セグメント情報における配分基準に関する論点の整理 等

4月10日 14:00～16:00

第2回 (前回までの議論を受けて) セグメント情報における配分基準に
関する論点の整理 (主に人件費、共通経費)

5月29日 14:00～16:00

第3回 (前回までの議論を受けて) セグメント情報における配分基準に
関する論点の整理 (主に病院)

7月17日 15:00～17:00

第4回 セグメント情報における配分基準(たたき台)の作成

* 8月8日 学校法人会計基準の在り方に関する検討会に報告

9月2日 15:00～18:00 ~~16:00～18:00~~

第5回 セグメント情報における配分基準(たたき台)に対する各団体への
集中ヒアリング

10月2日 15:00～17:00

第6回 セグメント情報における配分基準の検討①

11月13日 15:00～17:00

第7回 セグメント情報における配分基準の検討②

12月18日 15:00～17:00

第8回 まとめ案の作成

* 学校法人会計基準の在り方に関する検討会に最終報告・決定

(令和7年2月4日 15:00～17:00 : 第9回 予備日①
令和7年3月12日 15:00～17:00 : 第10回 予備日②)

各私立学校関係団体へのヒアリングについて（案）

◇概要

令和 6 年 9 月 2 日に開催予定の第 5 回学校法人会計基準 WG において、各私学団体からヒアリングを行い、セグメント情報の配分基準のたたき台について意見を聴取する。

◇対象団体 9 団体

以下の 9 団体のうち、意見提出、ヒアリングを希望する団体については、希望に応じて対応する。

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1)日本私立大学連盟 | (6)日本私立中学高等学校連合会 |
| (2)日本私立大学協会 | (7)日本私立小学校連合会 |
| (3)日本私立短期大学協会 | (8)全日本私立幼稚園連合会 |
| (4)日本私立医科大学協会 | (9)全国専修学校各種学校総連合会 |
| (5)日本私立歯科大学協会 | |

◇開催日時

令和 6 年 9 月 2 日（月） 15:00～18:00

◇会場

文部科学省 14 F 高等教育局会議室

（対面、又は対面とオンラインのハイブリッドによる）

◇所要時間

- ・ 20 分を目安とする。
- ・ 但し、医学部と病院の人件費の配分基準については重要な論点であるため、(4)日本私立医科大学協会と(5)日本私立歯科大学協会については、十分な時間を確保してヒアリングを行う。

◇実施方法

- ・ 各団体から、セグメント情報の配分基準のたたき台に対する意見を事前に書面で提出いただき、委員がそれらに予め目を通した上でヒアリングを行う。
- ・ 団体のプレゼンテーションは行わず、事前に提出された意見への質疑応答を中心に行う。
- ・ ヒアリングの出席者は、責任をもって質疑応答ができる方であれば、団体の長でなくとも構わない。（最大 4 名）。
- ・ 学校法人から提出された意見については公表し、当日のヒアリングの概要については非公表とする。